

1 議事日程

〔令和5年太宰府市議会 環境厚生常任委員会〕

令和5年3月7日

午前10時00分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第9号 太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第10号 太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第11号 太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第12号 太宰府市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第13号 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第17号 令和5年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第18号 令和5年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第8 議案第19号 令和5年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第20号 令和5年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第10 意見書第1号 建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	小 島 真由美 議員	副委員長	長谷川 公 成 議員
委員	原 田 久美子 議員	委員	船 越 隆 之 議員
”	森 田 正 嗣 議員	”	今 泉 義 文 議員

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（8名）

市民生活部長	中 島 康 秀	健康福祉部長	川 谷 豊
高齢者福祉担当事務 兼高齢者支援課長	行 武 佐 江	環境課長	高 野 浩 二
人権政策課長兼 人権センター所長	河 野 貴 之	介護保険課長	立 石 泰 隆
保育児童課長	伊 藤 健 一	国保年金課 国保年金係長	小 林 一 成

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	木 村 幸代志	議事課長	花 田 敏 浩
書記	阿 部 宏 亮		

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから環境厚生常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

直ちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第9号 太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について

○委員長（小島真由美委員） 日程第1、議案第9号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

環境課長。

○環境課長（高野浩二） 皆さん、おはようございます。

それでは、議案第9号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

議案書は35、36ページ、新旧対照表は10ページになります。

今回動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正により、令和4年6月1日から販売に供される犬や猫へのマイクロチップの装着及びマイクロチップ内の所有者等の情報について、環境大臣が指定する指定登録機関に登録することが義務化されるとともに、狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例制度、いわゆるワンストップサービスが設けられました。この制度に参加することに伴い、現行の手数料と動物の愛護及び管理に関する法律による登録手数料のすみ分けを明記する必要が生じたため、条例の改正を行うものです。

現在狂犬病予防法に基づき、生後90日を経過した犬については市町村への登録が義務づけられており、犬の所有者は新規登録の際、手数料を支払うことになっております。今回指定登録機関への登録制度の開始に伴い、犬の所有者は指定登録機関に登録する場合、併せて手数料を支払うこととなります。また、別途市町村が登録手数料を徴収することも可能ですが、これについては各市町村の判断となっております。本市においては、令和5年4月1日よりワンストップサービスに参加いたしますが、手数料の徴収については指定登録機関に登録する際、犬の所有者が手数料を負担するため二重の負担になることや、既に参加している市町村においても徴収していないところがほとんどであることなどを考慮し、本市においても徴収しないことと決定いたしました。ただし、マイクロチップを装着していない犬については、従前のおり手数料を徴収するため、別案のおり改正を行うものです。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 適用関係をちょっと確認をさせていただきたいのですけれども、原則として市町村のほうで登録をしたときは登録料を取るということですね。それで、指定機関に登録した場合はというところで、文言上はたしか市町村長に環境省令で定める事項を通知しなければならないと、動物愛護及び管理に関する法律第39条の7第1項ではそういう規定になっておりますけれども、そうすると、その指定登録機関が太宰府市内にあって、そこでマイクロチップを埋め込んだ場合、その報告というのは市町村長が求めない限りは、いわゆる市町村長といえますか、太宰府市に登録の記録は残らないのかどうなのか。それで、それは必ず残るということであれば、適用関係としては登録機関でマイクロチップを埋め込んだ場合は3,000円の鑑定料といえますか、登録費用は取らないと、こういう形になるのかどうか、そのあたりを確認させてください。

○委員長（小島真由美委員） 環境課長。

○環境課長（高野浩二） 指名登録機関というのが、公益社団法人日本獣医師会というところが指定登録機関になっておりまして、そちらでマイクロチップを埋めて、そこに登録される。それで、環境省のデータベースとして入るんですけれども、そこからそれぞれの市町村がワンストップサービスに参加するとした場合にはそのデータベースを見ることができるということになりますので、私たちは向こうのほうから通知というか、特例サービスに基づいて市町村が情報を確認できるというふうな形になっています。

○委員長（小島真由美委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） そうすると、指定登録機関でマイクロチップを埋め込んだといった場合に、ご当人は何もする必要はないということですね。

○委員長（小島真由美委員） 環境課長。

○環境課長（高野浩二） それは先ほど言い忘れましたけれども、指定登録機関に登録する場合は、オンラインである場合は300円、それからオンラインじゃない場合、紙で申請する場合は1,000円の登録料がかかりますので、所有者の方はその登録だけで、そのほかは各自治体に行く必要はございません。

○委員長（小島真由美委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 最終的に、登録機関の所在なんですけれども、これは太宰府市内に住所がある方が、結局どこの登録機関で登録をしたときにそういう結論になるのかが、その前後関係が分からないものですから、そこのところを。つまり、太宰府市内に住所のある方の犬であればどこの登録機関で登録してマイクロチップを埋めてもこういう結果、3,000円の免除規定が働くのかどうなのか、そこを教えてください。

○委員長（小島真由美委員） 環境課長。

○環境課長（高野浩二） 登録機関というのは、先ほど申しましたように日本獣医師会というところ

ろの1か所であるというところで、太宰府市でマイクロチップを埋めて、ご本人さんがオンライン登録等をされた場合、免除が受けられるというような形になります。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

○委員（森田正嗣委員） はい、結構です。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第9号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時06分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第10号 太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○委員長（小島真由美委員） 次に、日程第2、議案第10号「太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

保育児童課長。

○保育児童課長（伊藤健一） それでは、議案第10号「太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は37ページから40ページ、新旧対照表は11ページから22ページとなります。

本件において改正の対象となります太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例につきましては、本市の保育所等に係る利用定員、運営及び給付費等に関する基準を定めるものですが、今般条例制定の基準となる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法が改正されたことに伴いまして、当該条例の一部を改正する必要が生じたものでご

ございます。

主な内容としましては、新旧対照表の15ページをご覧ください。

こちらの中ほどの第26条ですが、民法におきまして親権者の子に対する懲戒権の規定が削除され、前述の保育所等の運営に関する基準も含めまして関連する法令の規定が改正されたことに伴い、本市の条例につきましても懲戒に係る権限の濫用禁止の規定を削除するものでございます。

その他につきましては、こども家庭庁の設置に関連する子ども・子育て支援法の条ずれ等に伴いまして、当該条例を整備させていただくものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） お尋ねいたします。

今の第26条の削除ということで、ただそうなってきましたと、施設における子どもに対する教育的な指導といいますか、それが懲戒と言うんですか、そういうもので評価されてもし紛争的な事態になった場合に、この手続はどういうふうな形で最終的には収束するようになっているのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 紛争があった場合の話ですか。

○委員（森田正嗣委員） そうですね。

○委員長（小島真由美委員） 課長、回答できますか。

○委員（森田正嗣委員） いえ、もしあれだったら、いいです。分かりました。

○委員長（小島真由美委員） ちょっと今回の……。

○委員（森田正嗣委員） 枠から外れている。分かりました。

○委員長（小島真由美委員） 採決の中では、もしあった場合のことを。

そしたら、後で回答をいただいでよろしいですか。

○委員（森田正嗣委員） そうですね。

○委員長（小島真由美委員） 後ほどでよろしいですか、課長。

○保育児童課長（伊藤健一） はい。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。よろしいですか。

じゃあ、私のほうから。

児童虐待の防止のための新しい改正になると思うんですが、このことの周知という形にはどんなふうな形で本市としてはされるようになっていきますか。

保育児童課長。

○保育児童課長（伊藤健一） この条例改正の周知につきましては、年8回行っています園長会議

等を通じてやっております。この懲戒権の規定が削除ということもありますけれども、今般話  
題になっております不適切な保育、その辺も含めて前回の園長会議でもしっかりと共有はした  
ところでございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんね。よろしいですね。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） それでは、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第10号「太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関  
する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定  
しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時11分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第11号 太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例について

○委員長（小島真由美委員） 次に、日程第3、議案第11号「太宰府市家庭的保育事業等の設備及
び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

保育児童課長。

○保育児童課長（伊藤健一） 議案第11号「太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は41ページから44ページ、新旧対照表は23ページから26ページとなります。

本件におきまして改正の対象となります太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例につきましては、本市の小規模保育事業所等に係る設備、運営に関する基準
を定めるものですが、近年送迎用バスに置き去りにされた児童が亡くなるという不幸な事件が
発生したこと等を受けまして、条例制定の基準となる家庭的保育事業等の設備及び運営に関
する基準が改正されたこと等に伴いまして、当該条例の一部を改正する必要が生じたものでござ
います。

主な内容としましては、新旧対照表の23ページの一番下から24ページをご覧ください。

基本的には24ページになると思いますが、第7条の2第1項におきまして、家庭的保育事業者等に対して、利用乳幼児の安全を確保するため、事業所等ごとに安全に関する事項についての計画を策定することを義務づけております。また、同条第2項では、当該安全計画に沿った職員研修や訓練の実施、第3項では、当該安全計画に基づく取組内容等の保護者への周知、第4項では、当該安全計画の定期的な見直しと必要に応じた変更についても事業者等の義務として規定しております。また、第7条の3第1項では、自動車を運転する場合の利用乳幼児の所在の確認、同条第2項では、当該自動車への見落とし防止ブザー等の設置について、事業者等の義務として規定しております。

さらに、新旧対照表は25ページになりますが、第10条では、インクルーシブ保育を可能とするための設備、人員基準を緩和し、第13条につきましては、先ほどの議案第10号と同様に懲戒に係る権限の濫用禁止の規定を削除するものでございます。

最後に、第14条では、努力義務ではございますが、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置を明確化する改正を行っております。

なお、その他につきましては、条項及び文言の整備等でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） すみません。私も認識がはっきりしないので教えていただきたいのですが、ここに言うところの家庭的な保育事業ということですからけれども、先ほどから自動車の件とかいろいろな形で規制がかかっているようですからけれども、ここでは保育の入所定員、これは何人なんでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（伊藤健一） ここで言います家庭的保育事業等につきましては、小規模保育事業とか家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業ということで、大体このあたりを指すことになっておりますが、基本的には本市の場合は小規模保育事業しかございません。それで、その認可定員は6名から19名というようなことになっております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 何件あるかはいいいんですか。

○委員（森田正嗣委員） いいです。

○委員長（小島真由美委員） 今泉委員。

○委員（今泉義文委員） 新旧対照表の25ページの14条の2項の部分なんですけれども、研修をしたりする分なんですけれども、園内で独自に研修をされるのかとか、例えば社外研修なのかと

か、そういう定期的なことをすることによって費用が発生する場合とかは補助があるのかないのかとか、そのあたりを教えてください。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（伊藤健一） 通常保育園といいますのが、公定価格、国の基準に沿って委託という形で運営をしておるところでございますが、現在のところまだこういった法改正に伴う研修に特化した補助金とかというのは把握できておりません。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

船越委員。

○委員（船越隆之委員） 文章の中で権限の濫用って書いてありますけれども、この権限の濫用というのは詳しく説明してもらいたいというのがあるんですよね。それをしてはならないというのは、権限の濫用って、どういう形の権限の濫用なんですかね。私がちょっとあれやけれども。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（伊藤健一） これでいきますと、新旧対照表の25ページ、第13条です。

こちらの改正前のほうに書いておりますけれども、いわゆるしつけ等に関して子どもたちに身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限を濫用してはならないということで、これが先ほどにもありましたけれども、民法の改正に伴ってこの条項も改正しておりますところですが、この民法の規定をめぐるましては長年にわたり児童虐待を正当化する口実にも使われておったというようなこともありまして、何がどの程度とかというのはちょっと把握できておりませんが、そういった口実にも使われておったということがありまして、今回民法が昨年改正されたと、それに伴ってその条例も改正するというようなことでございます。

○委員長（小島真由美委員） 船越委員。

○委員（船越隆之委員） 要するに、家庭でのDVとかそういうこととはまた違うんですかね。

○委員長（小島真由美委員） 違う、違う。家庭は民法ですね。

保育児童課長、ちょっと説明を加えてもらっていいですか。

○保育児童課長（伊藤健一） 民法の規定の改正に伴いましてこちらが改正されますけれども、あくまでこちらの条例につきましては保育所内のということになっております。

以上でございます。

○委員（船越隆之委員） すみません。ありがとうございました。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

原田委員。

○委員（原田久美子委員） 24ページのところの自動車を運行する場合というその自動車というのは、マイクロバスのことでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（伊藤健一） これは第2項に少し書いてあるんですけども、なかなか分かりにくいですけれども、まず運転席と助手席がありますよね。その後ろの第2列というんですか、その座席まではよしと。だから、3列目以降の席がある分については、基本的にこういったブザーとかをつけないといけないというようになっておるみたいです。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

長谷川副委員長。

○副委員長（長谷川公成委員） 今の質疑のご答弁の中で課長が分かりにくいというふうにおっしゃったんですけども、恐らく保育園の園長さんたちもこの条例だけをぼんと出されても分かりにくいと思いますので、今のようなご説明を要旨にしてされると分かりやすいかなと思いますので、ぜひとも。要望ですけども、そういった詳細な説明をお願いします。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

船越委員。

○委員（船越隆之委員） この送迎用のバスですかね。これに関して、要するに今2列目以降はブザーをつけないといけないというような話になりましたけれども、太宰府市の送迎されている保育園とかそういうところで今現在ブザーをもともとつけてあったのか、つけてないのが何園ぐらいあるのか、分かったら教えていただけますか。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（伊藤健一） 実はこの規定は、先ほどちょっと言いましたけれども、市内に認可の小規模保育事業所が4園ございます。そこではバスは使っておりません。だから、すぐこれが適用という話にはならないと。もうちょっと言いますと、幼稚園とかは5園ありますけれども、そこは全部使っていますし、認可外保育所で1園だけそういったバスを使っているところはありますけれども、ちょっと認可外ということですので、こちらは県のほうの直接のあれになりますので。状況としてはそんな感じです。

○委員（船越隆之委員） ありがとうございます。

○委員長（小島真由美委員） じゃあ、私のほうから、すみません。

この小規模保育事業所につきまして、当該安全計画についての策定、それから提出という流れはどういうふうになっているんでしょうか。

保育児童課長。

○保育児童課長（伊藤健一） これは4月1日からの施行ということになりますので、現在今作成をしておるかと思いますが、その内容の確認といいますのは、私どもの毎年の指導監査で行っていきます。この条例に基づいて指導監査を行っていきますが、その中で計画の内容とともに実効性等につきましても確認をしていくところでございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 分かりました。

ほかはよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） それでは、これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第11号「太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時22分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第12号 太宰府市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（小島真由美委員） 次に、日程第4、議案第12号「太宰府市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

国保年金課国保年金係長。

○国保年金課国保年金係長（小林一成） 議案第12号「太宰府市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は45ページ、46ページ、条例改正新旧対照表は27ページでございます。

主な内容は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、重度障がい者医療費の支給における施設所在地の市町村の財政負担を軽減する観点から、施設入所前の市町村が支給決定を行っている、いわゆる居住地特例の対象となる施設に介護保険施設等を追加するものでございます。これによりまして、重度障がい者医療の対象者が介護保険施設等に入所される場合、施設入所前にお住まいになっていた市町村が重度障がい者医療の支給決定を行い、その費用を負担することになるものでございます。

施行期日は令和5年4月1日となります。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） まず第1点、太宰府市重度障がい者医療費の支給に関する条例第3条第1項によりますと、太宰府市の区域内に住所を有する3歳に達する日の属する月の翌月からの者であることという文言がありまして、これがいわゆる重度障がい者として対象者となっておりますけれども、この点については規定の扱いは変わらないというふうに考えてよろしいんですか。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課国保年金係長。

○国保年金課国保年金係長（小林一成） こちらに関しては変わりはありません。

○委員長（小島真由美委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） それでは、住所を有している方がほかの市町村に所在するところの施設に移った場合に、やはりその場合も重度障がい者の医療費の支給を行うということですが、文言上、この入所等という一文が入っていますけれども、この「等」というのはどういう意味合いでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課国保年金係長。

○国保年金課国保年金係長（小林一成） こちらの入所等の「等」の部分ですが、こちらは対象施設の中に医療機関というのが含まれてきますので、こちらについては県から示された準則にのっとる形になっているんですけれども、こちらの介護保険施設等の中に医療機関の介護病棟が含まれてきますので、入院という部分が生じてきますので、入所等という形にしております。

○委員長（小島真由美委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 今のお話ですと、私の理解がおかしいかもしれません。医療費の支給ということだから介護施設の中の入院施設に入ること結局入所というふうにみなされるというか、そういうふうに取り扱うんだという趣旨と理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課国保年金係長。

○国保年金課国保年金係長（小林一成） 重度障がい者医療そのものが医療費に対する助成の制度でございますので、介護病棟に入られた方も重度障がい者サービス医療の助成を受ける場合は、引き続き入所前の重度障がい者医療の実施主体が費用負担をするということなんですけれども、そちらでよろしいでしょうか。

○委員（森田正嗣委員） はい、ありがとうございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） それでは、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第12号「太宰府市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時27分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第13号 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○委員長(小島真由美委員) 次に、日程第5、議案第13号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

国保年金課国保年金係長。

○国保年金課国保年金係長(小林一成) 議案第13号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は47ページ、48ページ、条例改正新旧対照表は28ページでございます。

内容は、健康保険法施行令等の改正に伴い、太宰府市国民健康保険の出産育児一時金の基本支給額を40万8,000円から48万8,000円に改めるものでございます。これによりまして、産科医療補償制度掛金の1万2,000円と合わせて、出産育児一時金全体の支給額は現行の42万円から50万円に引き上げられるものでございます。

施行期日は令和5年4月1日となります。

説明は以上でございます。

○委員長(小島真由美委員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第13号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時28分)

○委員長(小島真由美委員) それでは、ここで次の日程に入ります前に皆さんに申し上げたいと思いますが、日程第6から日程第9は各特別会計の当初予算審査となります。執行部の説明に当たっては、各会計とも先に予算全体において要点の説明をいただきます。その後、質疑に移り、審査を進めてまいりたいと思います。

そのとき、質疑されるときにはページごとに進めませんので、質疑される委員さんのほうから、まずページ番号と該当箇所をお示しの上、質疑を行っていただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第17号 令和5年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について

○委員長(小島真由美委員) それでは引き続き、日程第6、議案第17号「令和5年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」を議題とします。

ちょっと時間を取りますので、皆さん、準備してください。

そしたら、執行部の説明を求めます。

国保年金課国保年金係長。

○国保年金課国保年金係長(小林一成) 議案第17号「令和5年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

予算書は217ページから257ページまででございます。

まず、予算書の218ページから220ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれの合計欄をご覧ください。

歳入歳出総額は71億664万4,000円で、前年度と比較して1億2,220万6,000円、率にして1.7%の減となっております。

詳細につきましては、事項別明細書にてご説明申し上げます。

予算書の234ページをお願いいたします。

初めに、歳出でございます。

1款総務費は、前年度と比較して71万6,000円、率にして0.5%の増となっております。主な要因は、1項総務管理費における人件費の増、2項徴税費におけるシステム改修委託費の減によるものです。

予算書の238ページをお願いいたします。

2 款保険給付費は、前年度と比較して1 億3,655万2,000円、率にして2.7%の減となっております。主な要因は、1 項療養諸費の減、2 項高額療養費の増によるものです。これらの背景といたしましては、主に団塊世代の後期高齢者医療への移行や被用者保険の適用拡大による国保被保険者数の減少と、前期高齢者の割合の増加及び医療の高度化によるものと考えております。なお、1 項の療養諸費の減が令和5年度の国民健康保険事業特別会計予算全体の減の大きな要因となっております。

予算書の242ページをお願いします。

3 款国民健康保険事業費納付金は、国保被保険者数の減に伴いまして、1 項医療給付分が減となったものの、高齢化の進展に伴いまして、2 項後期高齢者支援金等分、3 項介護納付金分が増となり、3 款全体では、前年度と比較して643万6,000円、率にして0.4%の増となっております。

予算書の244ページをお願いします。

5 款保健事業費ですが、1 項特定健康診査等事業費は、現行の第2期データヘルス計画の最終評価及び次期第3期データヘルス計画の策定支援に係る業務委託費用の増や、特定健診・特定保健指導受診勧奨のP F S（成果連動型民間委託契約方式）による事業評価のための人件費の増により、前年度と比較して993万8,000円、率にして10.8%の増、そして2 項保健事業費、1 目はり・きゅう助成費は、前年度実績に基づき、前年度と比較して252万8,000円、率にして43.3%の減で、保健事業費全体として718万8,000円、率にして6.8%の増となっております。

次に、歳入でございます。

予算書の224ページをお願いします。

1 款国民健康保険税は、前年度と比較して621万8,000円、率にして0.5%の減となっております。

予算書の226ページをお願いします。

2 款国庫支出金、1 項国庫補助金、2 目健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金は、今般の出産育児一時金の増額に伴い、令和5年度に限り、1 件当たり5,000円の補助があるものでございまして、50件分を見込んでおります。

3 款県支出金は、前年度と比較して1 億2,384万7,000円、率にして2.4%の減となっております。これは、歳出の2 款保険給付費の減に伴い、普通交付金が減となったものでございます。

予算書の228ページをお願いします。

5 款繰入金は、前年度と比較して760万3,000円、率にして1.1%の増となっております。

予算書の221ページをお願いします。

第2表債務負担行為でございます。

これは、医療費適正化特別対策事業として実施しています、いわゆるレセプト点検業務委託でございます。現在契約している委託業務が令和5年度をもって契約満了となるため、令和6

年度から令和8年度までの3年間の次期契約の準備について令和5年度から着手する必要があることから、令和5年度からの債務負担をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） お尋ねいたします。

歳出についてですが、235ページ、1目一般管理費の話ですけれども、その中の002庶務関係費としまして、そのうちの11節の役務費、その項目の下、Wi-Fi通信料というのは、令和4年度は見当たりません。これはどういうことなのか、説明をお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課国保年金係長。

○国保年金課国保年金係長（小林一成） こちらのWi-Fi通信料につきましては、マイナンバーカードの健康保険証としての利用に際しまして、ひもづけを行う手続があるんですけれども、こちらを国保年金課に備え付けておりますタブレット端末で行っております、その分の通信料ということになります。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。いいですか。よろしいですか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） これでいいのかな、間違っているかもしれません。

247ページ、これは第5款保健事業費、第1項の特定健康診査等事業費のところですね。001特定特定健康診査等事業費の下に07節として報償費というのが設けられておりまして、3万1,000円ということですね。有識者謝礼ということですが、これがやはり令和4年度の中には見当たりません。このことについてご説明ください。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課国保年金係長。

○国保年金課国保年金係長（小林一成） こちらの有識者謝礼につきましては、特定健診の受診勧奨をPFSということで行っておりますので、その成果評価に対しまして第三者機関として九州大学の先生にご支援をお願いすることになりますので、その分の報酬、有識者謝礼ということになります。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 多分その関係かと思うんですけれども、同じく12節の委託料の中の一番下にデータヘルス計画評価・策定支援業務委託料というのが設けられております。これも令和4年度予算書の中には入っておりません。それで、この点のご説明をお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課国保年金係長。

○国保年金課国保年金係長（小林一成） 先ほどの説明の中でもご説明申し上げたところにはなるんですけども、データヘルス計画の現行の第2期計画というのが令和5年度で計画期間が満了を迎えることとなります。まず、こちらの最終評価を令和5年度に行うというのがございまして、加えて次期計画、第3期の計画というのを策定する必要がございまして、こちらも令和5年度に実施する部分となります。この分の現行計画の最終評価と次期計画の策定に関する支援を令和5年度において業者に業務委託を行うというものになりますので、今回新たに生じているものでございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。いいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第17号「令和5年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時40分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第18号 令和5年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について

○委員長（小島真由美委員） 次に、日程第7、議案第18号「令和5年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

国保年金課国保年金係長。

○国保年金課国保年金係長（小林一成） 議案第18号「令和5年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明申し上げます。

予算書は259ページから274ページまででございます。

まず、予算書の260ページ、261ページをお願いします。

歳入歳出それぞれの合計欄をご覧ください。

歳入歳出総額は14億4,737万円で、前年度と比較して5,193万9,000円、率にして3.7%の増と

なっております。

詳細につきましては、事項別明細書にてご説明申し上げます。

予算書の268ページをお願いします。

初めに、歳出でございます。

後期高齢者医療特別会計予算の98.3%を占めます1款総務費、1項総務管理費、2目広域連合負担金は、前年度と比較して5,743万円、率にして4.2%の増となっております。

次に、歳入でございます。

予算書の264ページをお願いします。

1款保険料は、前年度と比較して3,913万2,000円、率にして3.4%の増となっております。

3款繰入金は、前年度と比較して1,649万4,000円、率にして6.6%の増となっております。

後期高齢者医療特別会計全体の増につきましては、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行による被保険者数の増が主な要因と考えております。

説明は以上でございます。

よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 歳出の側面で、269ページになります。

1款総務費、1項総務管理費の中で、002庶務関係費なんですけれども、ここに出てくる12節の委託料と言われるもの、これも多分先ほどのご説明と関わりがあるのかなとは思いますが、令和4年度にはこのものが見えておりませんので、ご説明をお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課国保年金係長。

○国保年金課国保年金係長（小林一成） 確認させていただければと思います。

○委員（森田正嗣委員） 結構です。

○委員長（小島真由美委員） では、後ほどよろしいですか。

○委員（森田正嗣委員） はい、後ほど結構です。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

今泉委員。

○委員（今泉義文委員） 項目が違って申し訳ないんですけれども、269ページの2目の広域連合負担金の部分なんですけれども、太宰府市内の後期高齢者の方の現在の人数とか、来年、再来年とか、今後どんな感じなのか、分かったら教えてください。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課国保年金係長。

○国保年金課国保年金係長（小林一成） 後期高齢者医療の被保険者数ということで回答したいと思います。

令和4年度におきましては、こちら令和5年1月末の数字になるんですけども、1万853人で、ちなみに令和3年度におきましては、令和3年度末の数字ですけども、こちらは1万424人、そして令和2年度に関しましては1万47人となっております。

○委員長（小島真由美委員） 今泉委員。

○委員（今泉義文委員） 今後の見込みとかというのは見えるものなんですか。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課国保年金係長。

○国保年金課国保年金係長（小林一成） 年間で1,000人近くの方が75歳を迎えていくということでの試算が出ておりますので、その方々が次々に高齢者医療のほうに移行していくということで、増加傾向というのはしばらく続くものと考えております。

○委員（今泉義文委員） ありがとうございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第18号「令和5年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時46分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第19号 令和5年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について

○委員長（小島真由美委員） 次に、日程第8、議案第19号「令和5年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

介護保険課長。

○介護保険課長（立石泰隆） 議案第19号「令和5年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

予算書は275ページから340ページまででございます。

それでは、予算書の276ページから278ページをお願いします。

まず、第1表歳入歳出予算（保険事業勘定）でございますが、歳入歳出それぞれ表の合計欄

をご覧ください。

歳入歳出予算総額ともに58億6,639万4,000円で、前年度と比較しまして8,300万2,000円、率にいたしますと1.4%の減となっております。

詳細につきましては、事項別明細書にてご説明申し上げます。

予算書の294ページをお願いいたします。

まず、歳出予算でございます。

1款総務費でございますが、保険事業勘定における職員の人件費及び賦課や介護認定などにおける事務費でございますが、前年度と比較いたしまして1,584万4,000円、率にいたしますと6.9%の増となっております。増減が大きなところといたしまして、1款1項1目一般管理費において人件費及び第9期介護保険事業計画策定委託料、制度改正に伴うシステム改修費などが増となっております。

ページを開いていただきまして、296ページをお願いいたします。

1款3項介護認定審査会費において、介護認定のコロナ対応解除に伴い、認定調査、認定審査会の開催回数が増える見込みであることから、介護認定調査員の人件費や筑紫地区介護認定審査会負担金などが増となっております。

298ページをお願いいたします。

2款保険給付費でございますが、これまでは各サービスの給付費にそれぞれの実績による伸び率を乗じ、給付費を合計して算出しておりましたが、令和3年度決算において不用額が多く発生したため、算出方法を見直し、令和5年度の当初予算では、給付費全体に実績による伸び率を乗じ、各サービス給付費の実績で按分をし、算出いたしました。これにより、前年度と比較しまして1億557万2,000円の減となっております。増減の大きなところといたしまして、2款1項1目居宅介護サービス給付費が前年度と比較しまして7,385万8,000円の減となっております。主なサービスといたしましては、要介護の認定を受けた方への通所介護、いわゆるデイサービスや通所リハビリテーション（デイケア）や訪問介護（ホームヘルプ）などの介護サービスがございます。

ページを開いていただきまして、300ページをお願いいたします。

3目地域密着型介護サービス給付費が1,284万3,000円の増となっております。内容といたしましては、原則市内の居住者への介護サービスとなり、令和5年度に認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の新設が予定されているため、増額で見込んでおります。

次に、5目施設介護サービス給付費が2,105万8,000円の減となっております。主なサービス施設といたしましては、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や介護老人保健施設（老人保健施設）などでの介護サービスがございます。

○委員長（小島真由美委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（行武佐江） 続きまして、予算書310ページをお願いいたします。

3款地域支援事業費でございますが、これは高齢者が要介護状態になることを予防し、たと

え要介護状態になった場合でも、可能な限り地域において自立した日常生活を送ることができるよう支援するものです。主な事業としましては、各種運動教室などの介護予防事業、包括支援センターの運営、配食サービスや紙おむつ給付など、主に高齢者の福祉面の任意事業を行っております。

まず、1項介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、実績に基づき算出を行いました。

312ページをお願いします。

3項につきましては、総合相談充実のため保健師2名の増員、認知症ケアパス作成などにより増となっております。

また、3款全体としましては、282ページをお願いします。前年度と比較しまして、769万8,000円の増となっております。

○委員長（小島真由美委員） 介護保険課長。

○介護保険課長（立石泰隆） 318ページをお願いいたします。

4款諸支出金、ページを開いていただきまして、320ページの5款基金積立金、6款予備費につきましては、昨年度と比較しまして大きな変化はございません。

次に、歳入予算でございます。

予算書の284ページをお願いいたします。

歳出予算の保険給付費が減額になったことにより、歳入予算も併せて減額となっております。主な箇所といたしましては、1款1項介護保険料及び3款1項国庫負担金、ページを開いていただきまして286ページをお願いいたします、4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、5款1項県負担金、ページを開いていただきまして288ページをお願いいたします、7款1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金が減となっております。

290ページをお願いいたします。

次に、7款2項基金繰入金が3,000万円の増となっております。主な要因といたしまして、令和3年度から令和5年度を計画期間とする高齢者支援計画に基づき、基金を8,000万円取り崩し、繰り入れる予定としております。

○委員長（小島真由美委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（行武佐江） 次に、279ページをお願いいたします。

第2表歳入歳出予算（介護サービス事業勘定）でございますが、歳入歳出それぞれ表の合計欄をご覧ください。

歳入歳出予算総額ともに6,274万1,000円で、前年度と比較しまして142万5,000円、率にいたしますと2.2%の減となっております。この勘定は、地域包括支援センターにいる介護支援専門員の人件費及び事務費でございますが、去年と比較して大きな変化はございません。

280ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為、複合機賃借料でございますが、これは地域包括支援センターで使用し

ている複合機でございます。現契約が令和5年12月で終了することから、新たに契約期間を5年間とする契約を締結するため計上させていただいております。

説明は以上でございます。

よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） すみません。先ほどの介護給付費について、例えば300ページの2款1項3目で地域密着型介護サービス給付費というのが1,284万円の差になっているという、そういうことの経緯。計算基礎が変わったということをご説明をいただいたと思うんですけども、そうすると、令和4年度で計画を立てられていた予算としての給付費と、それから決算としてのもに何らかの計算ミスというか、ちょっと予想していた以上に余ったと言ったら変な言い方ですけども、適正な給付費を算出しなかったという何らかの認識がおりだったと思うんですけども、この点についてもう少し説明をしていただけませんかでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 介護保険課長。

○介護保険課長（立石泰隆） 給付費の予算見込みの作業といたしましては、令和3年度、令和4年度に関しましては、それぞれのサービス、こちらで言いますと、先ほど出ました3目の地域密着型介護サービス給付費の中でも、例えば先ほど申しましたグループホームであるとか定期巡回型の介護サービスであるとか、それぞれの細かいサービスごとに過去の実績に基づいた伸びで令和4年度の予算を算出しまして、令和4年度の予算であれば令和3年度の予算にその率を乗じていたわけです。それで、結果として令和3年度に不用額が多く発生したために、令和5年度の予算につきましては、給付費全体の伸びを過去の実績から乗じて令和3年度の決算見込みから令和4年度の決算見込みを出しました。それにまた同額の伸び率を令和5年度の予算で使ったというような形でちょっと大きく見込みの差が出たということと、令和3年度におきましては、国のほうで大体3年ごとに行われる報酬改定のほうが見込まれていましたので、そちらのほうを多く見込んでいましたが、結果的にはちょっと伸びてなかったという形で考えております。

○委員（森田正嗣委員） ありがとうございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第19号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第19号「令和5年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時00分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第20号 令和5年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

○委員長(小島真由美委員) 次に、日程第9、議案第20号「令和5年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

人権政策課長。

○人権政策課長(河野貴之) 議案第20号「令和5年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

予算書の341ページから351ページでございます。

初めに、予算書の342ページをお願いいたします。

歳入歳出予算総額は35万4,000円となり、前年度当初予算と比較しますと2,000円の増となっております。

次に、予算書の346ページをお願いいたします。

歳入の主なものにつきましてご説明申し上げます。

1 款財産収入につきましては、前年度比2,000円増の7万4,000円を計上しております。増額の主な要因は、基金利子の増額でございます。

2 款繰入金につきましては、弁護士委託料等に係る一般会計からの繰入金で、前年度比同額の27万1,000円を計上しております。

次に、予算書350ページをお願いいたします。

歳出の主なものにつきましてご説明申し上げます。

1 款総務費につきましては、前年度比同額の27万1,000円を計上しており、2 款基金積立金につきましては、前年度比2,000円増の8万3,000円を計上しております。

なお、貸付金の償還向上につきましては、今後も個別の現状把握に努め、精力的に家庭訪問を行うなど、償還の促進と県との連絡調整や契約弁護士と相談を行いながら滞納者対策を図ってまいります。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第20号「令和5年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時02分〉

○委員長（小島真由美委員） 次に、先ほどの件。

○国保年金課国保年金係長（小林一成） よろしいですか。

○委員長（小島真由美委員） はい。

国保年金課国保年金係長。

○国保年金課国保年金係長（小林一成） 先ほど森田委員からご質問をいただきました議案第18号における太宰府市後期高齢者医療特別会計予算に関しまして、歳出の部分で総務費、総務管理費において庶務関係費の中に委託料が令和5年度に新たに計上されているという部分に関しまして、お答えをいたしたいと思います。

こちらの委託料に関しましては、令和5年度から後期高齢者医療の被保険者におきましても新たに集団健診を実施することとしておりまして、これに伴います委託料でございます。具体的な内容といたしましては、電算委託料は健診の予約システムの改修としての委託料でございます。健康診査等委託料につきましては健診そのものに係る健診事業者への委託料ということでございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 意見書第1号 建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書

○委員長（小島真由美委員） 次に、日程第10、意見書第1号「建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書」を議題とします。

それでは、意見書第1号について協議を行います。

委員の皆さん、ご意見はありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで協議を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第1号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（少数挙手）

○委員長（小島真由美委員） 少数挙手です。

したがって、意見書第1号「建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書」については否決すべきものと決定しました。

〈否決 賛成2名、反対3名 午前11時05分〉

○委員長（小島真由美委員） 以上で当委員会に審査付託された案件の審査は全て終了しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

以上で環境厚生常任委員会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 以上をもちまして環境厚生常任委員会を閉会します。

閉会 午前11時06分

~~~~~ ○ ~~~~~


太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和5年5月17日

環境厚生常任委員会 委員長 小 島 真由美